

公認心理師受験資格にかかる特例措置読み替え表

科目群	公認心理師科目名	必要科目数	読み替え対象授業科目(入学年度別)					
			2014年以降	2013年	2012年～2009年	2008年～2001年	2000年～1999年	
I	①保健医療分野に関する理論と支援の展開	①を必修とした3科目以上	精神医学特論	精神医学特論	精神医学特論	精神医学特論	精神医学特論	
	②福祉分野に関する理論と支援の展開		障害者(児)心理学特論	障害者(児)心理学特論				
	③教育分野に関する理論と支援の展開		芸術と福祉					
			臨床教育学特論	臨床教育学特論	臨床教育学特論	臨床教育学特論	臨床教育学特論	
			環境教育学特論	環境教育学特論	環境教育学特論	環境教育学特論	環境教育学特論	
④司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開		人格心理学特論	人格心理学特論	深層心理学研究 I	深層心理学研究 I	深層心理学研究 I		
II	⑥心理的アセスメントに関する理論と実践	2科目以上			深層心理学研究 II	深層心理学研究 II	深層心理学研究 II	
							児童臨床心理研究	
			⑤産業・労働分野に関する理論と支援の展開					
	⑦心理支援に関する理論と実践		人間関係学特論	人間関係学特論	人間関係トレーニング I	人間関係トレーニング	人間関係トレーニング	
			⑧家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	社会心理学特論	社会心理学特論	人間関係トレーニング II		
⑨心の健康教育に関する理論と実践	臨床心理査定演習 I	臨床心理査定特論 I	臨床心理査定特論 I	臨床心理査定特論 I	臨床心理査定特論 I	心理査定特論 I (2001年「臨床心理査定特論 I」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)		
	臨床心理査定演習 II	臨床心理査定特論 II	臨床心理査定特論 II	臨床心理査定特論 II	臨床心理査定特論 II	心理査定特論 II (2001年「臨床心理査定特論 II」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)		
	臨床心理査定演習 III	臨床心理査定特論 III	臨床心理査定特論 III	臨床心理査定特論 III	臨床心理査定特論 III			
	心理療法特論	心理療法特論	心理療法特論	心理療法特論	心理療法特論	心理療法特論		
⑩心理実践実習(450時間以上)	科目を修める(時間数を問わず)	臨床心理面接特論 I	臨床心理面接特論 I	臨床心理面接特論 I	臨床心理面接特論 I	心理療法特論 I (2001年「臨床面接特論 I」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)		
		臨床心理面接特論 II	臨床心理面接特論 II	臨床心理面接特論 II	臨床心理面接特論 II	心理療法特論 II (2001年「臨床面接特論 II」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)		
		トラウマ回復支援論						
		心理学統計法	心理学統計法	心理学統計法	心理学統計法	心理学統計法		
		心理学研究法特論	心理学研究法特論					
III	⑩心理実践実習(450時間以上)	科目を修める(時間数を問わず)	臨床心理実習	臨床心理実習	臨床心理実習	臨床心理実習	臨床心理実習	心理面接臨床特論 (2001年「臨床心理実習」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)

参考	該当せず	臨床心理学特論 I	臨床心理学特論 I	臨床心理学研究 I	臨床心理学研究 I	臨床心理学研究 (2001年「臨床心理学研究 I」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)
		臨床心理学特論 II	臨床心理学特論 II	臨床心理学研究 II	臨床心理学研究 II	
		投映法特論	投映法特論			
		臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習	臨床心理基礎実習	臨床心理実習 (2001年「臨床心理基礎実習」に名称変更。2001年以降に履修した者は新科目名称にて修得。)

【公認心理師法附則より抜粋】(受験資格の特例)

第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、第七条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 この法律の施行の日(以下この項及び附則第六条において「施行日」という。)前に学校教育法に基づく大学院の課程を修了した者であって、当該大学院において心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めたもの

二 施行日前に学校教育法に基づく大学院に入学した者であって、施行日以後に心理学その他の公認心理師となるために必要な科目として文部科学省令・厚生労働省令で定めるものを修めて当該大学院の課程を修了したもの

【公認心理師カリキュラム等検討会報告書より抜粋】

①法附則第2条第1項第1号及び第2号の省令で定める科目(大学院で修める科目)については、原則として、法第7条第1号の省令で定める公認心理師となるために必要な科目(大学院で修める科目)と同一であることが望ましいが、現在の大学院の心理学研究科等で実施されているカリキュラムの実態を踏まえるとともに、既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、下記の場合に受験資格の特例を認める。

*法第7条第1号の省令で定める10科目を、その類似性から3つに分類し、それぞれについて定めた科目(合計6科目以上相当)を修めている場合に、法附則第2条第1項第1号又は同項第2号に該当するものとする。